

茨城県立図書館電子書籍サービス公募実施要領

1 目的

この要領は、茨城県立図書館電子書籍サービスを提供する事業者の選定を公募型プロポーザル方式により実施するために必要な事項を定めるものとする。

2 サービス名

茨城県立図書館電子書籍サービス

3 業務の内容

別添 1 「茨城県立図書館電子書籍サービス仕様書」のとおり

4 契約期間

(1) 構築期間

契約締結日から令和 9 年（2027 年）1 月 31 日までとする。

(2) 運用保守期間

令和 9 年（2027 年）2 月 1 日から令和 11 年（2029 年）3 月 31 日までとする。

5 契約金額等

サービスのプラットフォーム利用料（電子書籍コンテンツ以外の初期費用、月額費用、保守費用などをいう）は無料とする。

サービスの利用に伴い生じる電子書籍コンテンツの購入及びその支払いについては、別に締結する契約に定めるものとする。

6 参加資格

次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者及び同条第 2 項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (2) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成 8 年茨城県告示第 254 号）に基づく物品調達等競争入札参加者資格を有する者であって、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準（県内市町村における指名停止基準等を含む。）に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づき更生手続開始の申立てをし、若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づき再生手続開始の申立てをし、若しくは申立てがなされている者でないこと。

- (4) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定に基づき破産手続開始の申立てをし、又は申立てがなされている者でないこと。
- (5) 茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）第 2 条第 1 号から第 3 号に規定する者でないこと。
- (6) 都道府県立図書館での本サービスと同種又は類似のサービス構築及び運用を受託した経験を有する者であること。

7 提出書類

電子メールによる提出の場合は、次の書類をデータで提出すること。

郵送・持参による提出の場合は、次に示す必要部数を提出すること。

- | | |
|---|-----|
| (1) プロポーザル提出書（様式第 1 号） | 1 部 |
| (2) プロポーザルの提出者に要求される資格要件に係る申立書（様式第 2 号）
（添付書類） | 1 部 |
| 業務を確実に履行できることを証明する書類（履行証明書） | 1 部 |
| (3) 企画提案書（様式任意） | 7 部 |
| (4) 要件確認書（様式第 3 号） | 7 部 |
| ※ Excel 形式により提出すること。 | |
| (5) 工程計画書（様式第 4 号） | 7 部 |
| (6) 企業概要書（様式第 5 号） | 7 部 |
| (7) 実施体制図（様式第 6 号） | 7 部 |

8 応募の手続

別途定める。

9 選考方法等

別途定める。